

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	子供に関する施策を総合的に推進するための新たな国の行政機関の創設に関する議論の整理 －いわゆる「こども庁」（仮称）構想を題材として－
著者 / 所属	石川 怜 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	440号
刊行日	2021-11-1
頁	3-13
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20211101.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

子供に関する施策を総合的に推進するための 新たな国の行政機関の創設に関する議論の整理

— いわゆる「こども庁」（仮称）構想を題材として —

石川 怜

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. 民主党政権下の「子ども家庭省」（仮称）構想に関する検討経過
3. 自由民主党における「こども庁」（仮称）構想
4. 立憲民主党提出の衆法における「子ども省」の概要
5. 子供に関する主な施策及び関連する国の行政機関
6. 新たな国の行政機関の在り方
7. おわりに

1. はじめに¹

我が国は、少子化問題を始め、子供の貧困、児童虐待、いじめ、ヤングケアラー²など、子供に関する様々な課題に直面している。これらの課題に対して、内閣府、厚生労働省、文部科学省その他の多数の関係省庁が連携しつつ、その所掌事務に応じた施策を実施しているが、所管横断的な情報の共有が妨げられ、重層的な課題を抱える子供に対する支援が十分になされているとは言い難いとの指摘³も見られるように、縦割り行政の弊害を認識せざるを得ないと言えよう。

こうした状況もあり、近時、政府・与野党において、子供に関する施策を一元的に所掌する又は強い総合調整機能を持つなどにより、縦割り行政の弊害を排し、より総合的・効

¹ 本稿は令和3年10月20日までの情報を基に執筆している（URLの最終アクセス日はいずれも同日）。また、本稿における「子供」の表記については、漢字表記を原則として用いるが、法律や施策などの名称として「子ども」や「こども」の表記が使用されているものに係る場合はこの限りではない。

² 法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童を指す（「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」（令3.5.17）より）。なお、ヤングケアラーについては詳しくは、本号掲載の浜田勇「ヤングケアラーの実態及び求められる支援策」参照。

³ 『日本経済新聞』（令3.6.11）

果的に子供に関する施策を実施するため、新たな国の行政機関の創設に関する議論がなされている。

政府においては、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下「骨太方針2021」という。）で、子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する方針が示された⁴。これを受け、7月7日に「こども政策の推進に係る作業部会」（座長：内閣官房副長官（事務））⁵が、9月16日に「こども政策の推進に係る有識者会議」（座長：清家篤日本私立学校振興・共済事業団理事長、慶應義塾学事顧問）がそれぞれ開催され、年末に向けて、政策面の整理とともに、新たな行政組織に関する基本方針を取りまとめるべく、検討が進められている。また、10月4日に発足した岸田内閣においてこども政策担当大臣に任命された野田聖子国務大臣は、翌5日の記者会見において、子供に関する施策について、来年の通常国会に必要な法案を提出したいという考えを示している⁶。

本稿では、まず2. で本議論の先駆けとも考えられる平成21年9月に発足した民主党政権下での「子ども家庭省」（仮称）構想に関する検討経過を整理する。次に、直近の代表的な与野党の見解として、3. で自由民主党における「こども庁」（仮称）構想と、4. で第204回国会において立憲民主党が提出した法律案（衆法）に規定された「子ども省」の内容を紹介する⁷。その後、5. で子供に関する主な施策の現状及び関連する国の行政機関を大まかに整理した上で、6. で新たな国の行政機関の在り方について述べることにしたい。

2. 民主党政権下の「子ども家庭省」（仮称）構想に関する検討経過

（1）「子ども家庭省」（仮称）の設置に向けた検討

民主党（当時）は、子育て支援を重要政策と位置付け、平成21年7月27日に公表した「マニフェスト2009」において、「縦割り行政になっている子どもに関する施策を一本化し、質の高い保育の環境を整備する」ことを目的として『「子ども家庭省（仮称）」設置を検討する』と掲げた⁸。

同年9月に民主党政権が発足し、翌22年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」では、「子どもが主人公」（チルドレン・ファースト）という考え方の下、誰もが希望する幼児教育と保育サービスが受けられるよう、待機児童の解消を図ること、幼児

⁴ 「骨太方針2021」（令3.6.18）18頁

⁵ 事務局として内閣官房に「こども政策推進体制検討チーム」が設置された。

⁶ 『NHK NEWS WEB』（令3.10.5）

⁷ 本稿中に整理した自由民主党及び立憲民主党の構想に加え、公明党は、「子ども家庭庁」（仮称）の創設を求める提言をまとめ、衆議院議員総選挙（第49回）に向けた重点政策においてもこの創設を掲げている（公明党「2021衆院選重点政策『日本再生へ新たな挑戦』」10頁）。また、日本維新の会は政策提言において、まず子どものために使われる大規模な財源を確保することを目指し、その上で、その財源を着実に活用できる組織の在り方を検討する旨述べている（日本維新の会政策提言「維新八策2021」17頁）。

⁸ 「民主党マニフェスト2009」（平21.7.27）17～18頁

教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の検討とともに、「子ども家庭省」（仮称）の検討など、省庁の在り方についても検討することが示された⁹。

これを受け、同日の「少子化社会対策会議」¹⁰の決定により設置された「子ども・子育て新システム検討会議」¹¹において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められ、同年6月25日に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱（案）」が取りまとめられた後、同月29日の少子化社会対策会議において決定された。同要綱では、子ども・子育て新システムの内容として、①政府の推進体制・財源の一元化、②社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担、③基礎自治体（市町村）の重視、④幼稚園・保育所の一体化、⑤多様な保育サービスの提供、⑥ワーク・ライフ・バランスの実現を挙げた上で、「新システムを一元的に実施する子ども家庭省（仮称）の創設に向けて検討する。」と記載された。

（2）「子ども家庭省」（仮称）の見送りと子ども・子育て本部の設置

しかしその後、平成24年3月2日の少子化社会対策会議において決定された「子ども・子育て新システムの基本制度」（以下「基本制度」という。）では、子ども・子育て新システムの詳細な制度設計を示した上で、組織体制については、「当面、子ども・子育て施策の中核的役割を担うこととなる内閣府に、子ども・子育て支援法（仮称）及び総合こども園法（仮称）における権限を、内閣府特命担当大臣の下で、適切に実施するための体制を整備し、新システムの一元的な実施体制を担保することを目的として、法律上の総合調整権限を持たせることとする。」とされ、「子ども家庭省」（仮称）は「省庁再編の際に実現を目指す」ものとされた¹²。

この基本制度等を踏まえ、同月30日にいわゆる子ども・子育て新システム関連3法案¹³が第180回国会に提出され、衆議院における修正等を経て、同年8月10日、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（同第66号）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同第67号。以下「整備法」という。）が成立した。整備法における内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部改正により、内閣府の所掌事務として、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項等を追加するとともに、内閣府に特別の機関として、当該事務をつかさどる「子ども・子育て本部」を置くこととされ、

⁹ 「子ども・子育てビジョン」（平22.1.29）11頁

¹⁰ 「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）に基づき、少子化対策を総合的に推進するために設置された会議。内閣総理大臣を会長とし、全閣僚を委員とする。

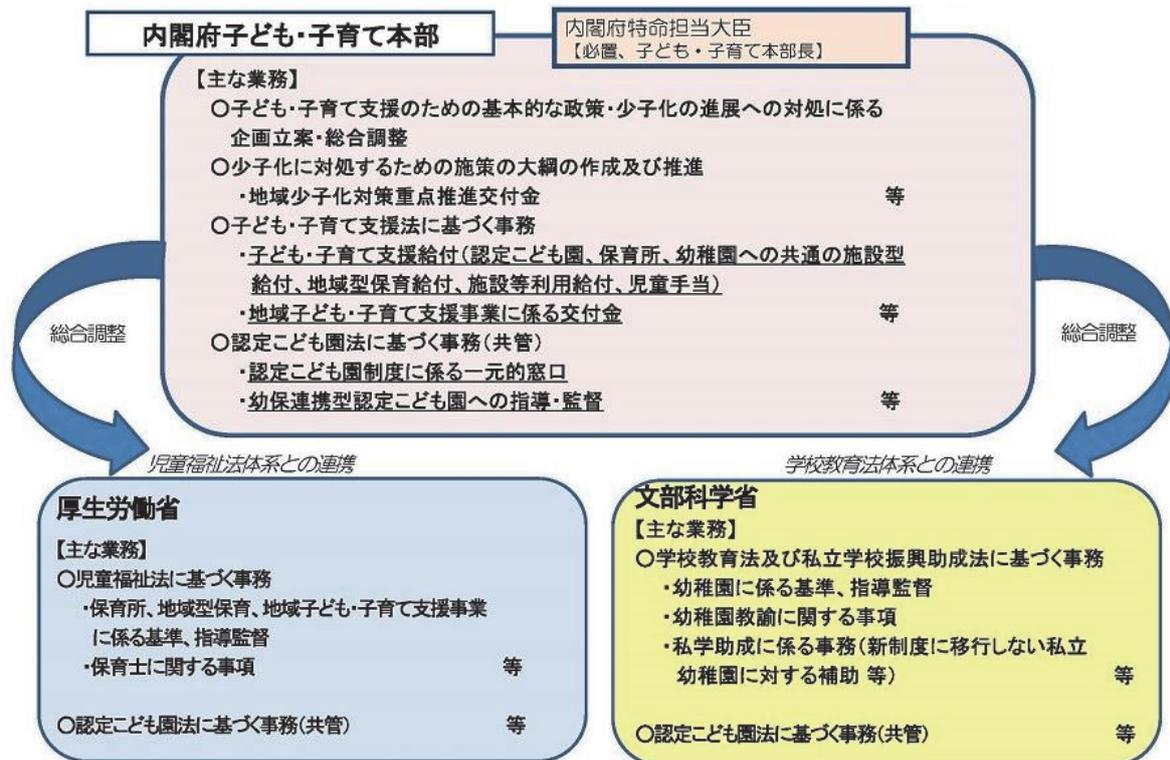
¹¹ 内閣府特命担当大臣（行政刷新）・国家戦略担当大臣と内閣府特命担当大臣（少子化対策）を共同議長とし、関係大臣等を構成員とする。

¹² 「子ども・子育て新システムの基本制度」（平24.3.2）〈<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/review/pdf/kihonseido/s1-b1.pdf>〉50頁

¹³ 「子ども・子育て支援法案」（閣法第75号）、「総合こども園法案」（閣法第76号）及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（閣法第77号）

子ども・子育て支援法と合わせて平成 27 年 4 月 1 日に施行された。子ども・子育て本部は、「学校教育法体系及び児童福祉法体系との整合性の確保の観点から、文部科学省、厚生労働省とも連携しながら事務を実施する」こととされている¹⁴（子ども・子育て本部を中心とした体制については図表 1 参照）。

図表 1 子ども・子育て本部を中心とした体制



（出所）内閣府ウェブサイト<<https://www8.cao.go.jp/shoushi/about.html>>

以上のとおり、民主党政権下において子ども・子育て新システムを一元的に実施する機関として「子ども家庭省」（仮称）の創設に向けた検討がなされたものの、結果的に、内閣府子ども・子育て本部の設置という形にとどまった。

その背景について、基本制度の検討過程において、小宮山洋子厚生労働副大臣（当時）は、「現状で新しい省をつくるというのは、ざっくばらんに申し上げますと大変政権の体力を必要とするので、すぐには難しい。」と発言している¹⁵。

また、将来における新たな国の行政機関の創設に関して、野田佳彦内閣総理大臣（当時）は、子ども・子育て新システム関連 3 法案の審議過程で、「子ども家庭省の創設については、幅広い議論が必要であり、将来的に省庁再編の際に実現を目指すこととしますが、まずは、新システム発足時に、内閣府にその基盤となる組織を設けることとしたいと考えておりま

¹⁴ 内閣府『平成 25 年版少子化社会対策白書』34 頁

¹⁵ 子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度ワーキングチーム第 9 回会議事録（平 23. 1. 27）
 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/review/wg/kihon/k_9/pdf/gijiroku.pdf>30 頁

す。」と答弁している¹⁶。また、小宮山洋子内閣府特命担当大臣（少子化対策）（当時）は、法案成立後の記者会見において、「私としては、将来に向けて、子ども家庭省か子ども省か分かりませんが、子どものための一元的な組織をイメージをして、それに相応しいある程度の規模の子ども・子育て本部を置いていくということが必要だと思っているので、そういう形で進めていきたいと思っています。」と説明している¹⁷。

3. 自由民主党における「こども庁」（仮称）構想

自由民主党においては、令和3年4月に『『こども・若者』輝く未来創造本部』（本部長：二階俊博幹事長（当時））が設置され、「こども庁」（仮称）創設に向けた議論が始まった¹⁸。同本部が同年6月3日に取りまとめた『『こどもまんなか』改革の実現に向けた緊急決議』（以下「緊急決議」という。）では、「こどもまんなか」という考え方の下、その実現に向けた強力な総合調整機能を有する行政組織として「こども庁」（仮称）を創設することなどについて、政府に対し速やかに実現することを求めている。

緊急決議に盛り込まれた「こども庁」（仮称）の考え方は、自由民主党の有志議員による「Children First の子ども行政のあり方勉強会」が同年5月28日に公表した「こども庁創設に向けた第二次提言」¹⁹に詳しく述べられているが、その中で、「こども庁」（仮称）が検討すべき課題として、①「命を守る問題」（児童虐待、自殺、死因究明、教育現場の性犯罪者、いじめ、体罰指導死、産後うつ、孤独な育児、養子縁組海外あっせん）、②「子どもの環境改善にかかわる問題」（子どもの貧困、ひとり親家庭、待機児童、不妊治療、家庭・養育者支援、子育てと仕事の両立、乳幼児健診、食育、体験・外あそびの不足、生活リズムの乱れ、ヤングケアラー、困難と孤独孤立、不登校ひきこもり、保育の質、教育の質）及び③「制度・仕組みの問題」（デジタル化、窓口一元化、難病、ホスピス、医療的ケア児、発達障害児、事故、小一の壁、教育費負担、医療・教育情報連携）を挙げている。

その上で、こうした課題解決の実効性担保のために必要な機能の基本的な考え方として①子ども政策の総責任者としての主務大臣を置くこと、②「縦割り」、「横割り」及び「年代割り」を克服し府省庁横断の一貫性を確保するための強い権限を持つ総合調整機能と調査機能、データの一元的な集約と影響評価、政策立案、政策遂行の権限を持つこと、③子ども関連予算の確保と一元化によって子育て関連支出の対GDP比を2040年の見通しである1.7%から倍増し、欧州並みの3%台半ばまで引き上げること、④子どもの権利を基盤とし、子どもの権利条約を包括的に取り扱う組織とすること、⑤エビデンスに基づく政策立案と実践の展開（EIPP：Evidence Informed Policy and Practice）を掲げている（「こども庁」（仮称）の機能のイメージは図表2参照）。

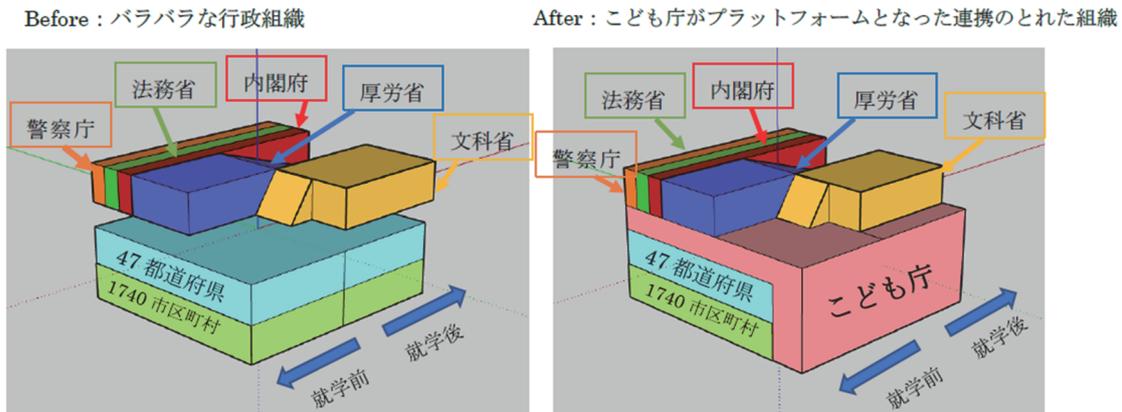
¹⁶ 第180回国会衆議院本会議録第19号7頁（平24.5.10）

¹⁷ 内閣府ウェブサイト「小宮山内閣府特命担当大臣記者会見要旨平成24年9月19日」〈https://www.cao.go.jp/minister/1204_y_komiyama/kaiken/2012/0919kaiken.html〉

¹⁸ 自由民主党ウェブサイト『『こども・若者』輝く未来創造本部が初会合を開催』（令3.4.14）〈<https://www.jimin.jp/news/policy/201459.html>〉

¹⁹ 「こども庁創設に向けた第二次提言～Children First の社会の実現に向けて～」（令3.5.28）〈https://13c9eb87-5c30-462a-bf45-1415a998a4a9.filesusr.com/ugd/df1fed_d82a23d8e53442bb81eaeba819190eda.pdf〉

図表2 「こども庁」(仮称)のイメージ



(出所)「こども庁創設に向けた第二次提言～Children Firstの社会の実現に向けて～」10頁

4. 立憲民主党提出の衆法における「子ども省」の概要

立憲民主党は、令和3年5月31日、「子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的な推進に関する法律案」(衆第22号)を第204回国会に提出した。

本法律案は、子どもの最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体で子どもの成長を支援する社会を実現するため、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項及び子ども省の設置についての検討等に関する事項について定めることにより、子ども施策を総合的に推進するものである。

本法律案においては、子ども施策の総合的な推進を図るため、子ども省の設置について、子ども省設置推進本部において検討を加え、必要な措置を講ずるものとした上で、第30条で、子ども省の所掌事務としては、①子ども施策の企画立案及び総合調整事務、②内閣府が所掌する事務のうち、青少年の健全な育成、子ども・若者育成支援、少子化の進展への対処、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援、認定こども園に関する制度、子どもの貧困対策に関すること、③文部科学省が所掌する事務のうち、生涯学習、地方教育行政、初等中等教育、学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付、社会教育に関すること、④厚生労働省が所掌する事務のうち、育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の仕事と生活の両立、児童の保育、児童の養護その他児童の保護及び虐待の防止、児童のある家庭の福祉の増進、福祉に欠ける母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進、児童の保健及び妊産婦その他母性の保健の向上、障害児の福祉の増進に関すること、⑤以上のほか、これらと一元的に行うことが国民の利便性の向上及び政府全体の業務の効率化に資する事務が挙げられている。

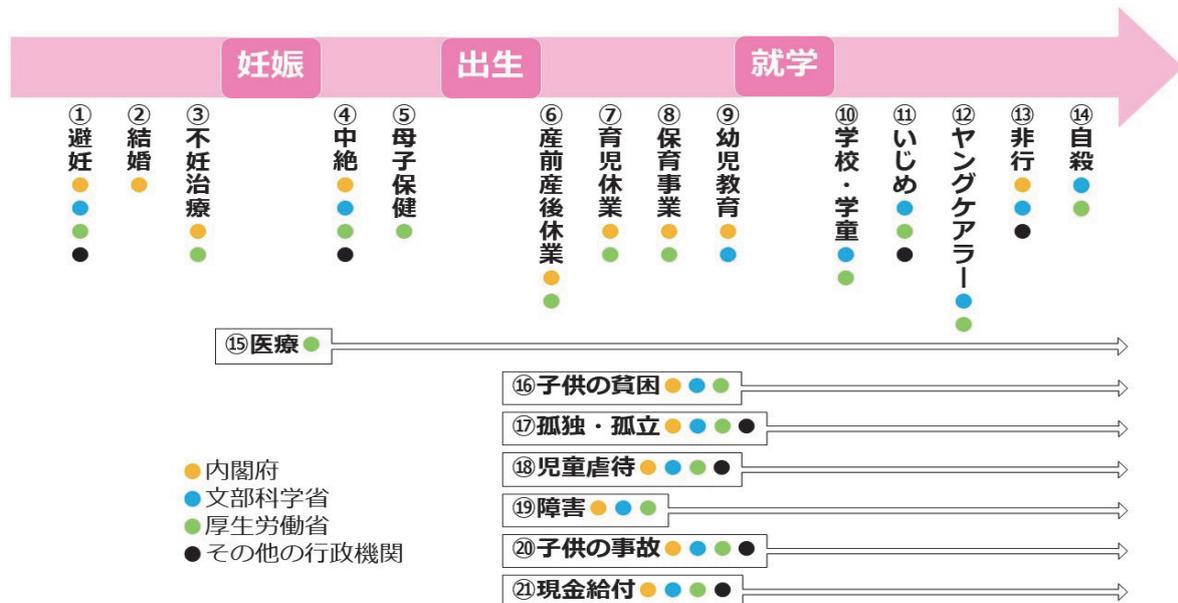
5. 子供に関する主な施策及び関係する国の行政機関

子供に関する施策を総合的に推進する新たな国の行政機関の創設についての議論の前提として、現在実施されている各ライフステージにおける多種多様な子供に関する主な施策

及びそれに関係する国の行政機関の一例を大まかに整理したものが図表3である（子供に関する施策及び関係する国の行政機関の全てを網羅的に示すものではない。）²⁰。

これを見ると、子供に関する施策の範囲が極めて広く、多くの省庁が関与していることが分かる。こうした現状を踏まえ、新たな国の行政機関の在り方について6. で論ずることとしたい。

図表3 各ライフステージにおける子供に関する主な施策及び関係する国の行政機関



妊娠まで	①避妊	【内閣府】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター関係 【警察庁】性犯罪被害者の緊急避妊等の医療費の助成等関係 【文部科学省】性教育の推進関係 【厚生労働省】医療機関関係、緊急避妊薬関係
	②結婚	【内閣府】地域少子化対策重点推進交付金を通じた地方公共団体が行う結婚新生活支援事業等への補助関係
	③不妊治療	【内閣府】不妊治療を受けやすい職場環境の整備関係 【厚生労働省】不妊治療への経済的支援、不妊治療と仕事の両立関係
妊娠から出生まで	④中絶	【内閣府】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター関係 【警察庁】性犯罪被害者人工妊娠中絶等の医療費の助成等関係 【文部科学省】性教育の推進関係 【厚生労働省】母子保健事業関係、医療機関関係

²⁰ 内閣府は総合調整機能を担う行政機関として、様々な施策に関与しているが、内閣府が中心となり、各種大綱に基づき各省庁が取り組んでいる子供に関する施策については、本号掲載の上田倫徳「子供及び若者に関する施策の現状」参照。

	⑤母子保健（就学まで）	【厚生労働省】母子保健事業関係、子育て世代包括支援センター関係
出生から就学まで	⑥産前産後休業 ⑦育児休業	【内閣府】男性の配偶者の出産直後の休暇取得（さんきゅうパパプロジェクト）関係 【厚生労働省】産前産後休業制度関係、育児休業制度関係、男性の仕事と育児の両立推進（イクメンプロジェクト）関係
	⑧保育事業 ⑨幼児教育	【内閣府】子ども・子育て新制度関係、認定こども園関係、企業主導型保育、幼児教育・保育の無償化関係 【文部科学省】幼児教育関係 【厚生労働省】保育関係
就学以降	⑩学校・学童	【文部科学省】初等中等教育及び学校環境整備関係 【厚生労働省】放課後児童クラブ関係
	⑪いじめ	【警察庁】少年相談活動関係、犯罪行為（触法行為を含む。）がある場合の対応関係 【法務省】人権相談（子どもの人権 110 番）関係 【文部科学省】いじめ防止対策関係 【厚生労働省】児童相談所関係
	⑫ヤングケアラー	【文部科学省】スクールカウンセラー等による教育相談体制関係 【厚生労働省】地方公共団体における支援体制の構築支援のための事業等関係
	⑬非行	【内閣府】少年非行対策の総合調整関係 【警察庁】学校と警察の連携関係、スクールサポーター関係 【法務省】更生保護サポートセンター関係、法務少年支援センター関係 【文部科学省】学校と警察の連携関係、非行防止教室 【以上4府省庁】サポートチーム（学校、警察、児童相談所、保護観察所などの関係機関によるチーム）関係、相談活動関係
	⑭自殺	【文部科学省】児童生徒の自殺予防に係る取組関係 【厚生労働省】自殺対策の推進関係
ライフステージにまたがる施策	⑮医療	【厚生労働省】成育医療、小児医療関係
	⑯子供の貧困	【内閣府】子供の貧困対策の総合調整関係、地域子供の未来応援交付金（子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業）関係 【厚生労働省】生活保護制度、生活困窮者自立支援制度関係 【内閣府、文部科学省、厚生労働省】子供の未来応援基金（未来応援ネットワーク事業）関係
	⑰孤独・孤立	【内閣官房】孤独・孤立対策の総合調整関係 【内閣府】子供の居場所づくり関係 【厚生労働省】生活支援等・自殺防止対策関係

	【農林水産省】フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供に係る補助関係
⑱児童虐待	【内閣府】配偶者暴力相談支援センター関係 【警察庁】児童虐待が疑われる事案への対応関係 【文部科学省】教育現場における児童虐待対応関係 【厚生労働省】児童虐待防止対策関係、児童相談所関係
⑲障害	【文部科学省】特別支援教育関係 【厚生労働省】障害児支援施策関係
⑳子供の事故	【消費者庁】関係省庁*の連携による「子どもを事故から守る！プロジェクト」の推進 *内閣府、警察庁、消費者庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁
㉑現金給付	【内閣府】児童手当制度関係 【文部科学省】就学支援援助関係 【厚生労働省】児童扶養手当制度関係

(出所)『令和3年版子供・若者白書』、『令和3年版少子化社会対策白書』など各種政府資料等より筆者作成

6. 新たな国の行政機関の在り方

(1) これまでの議論を踏まえた組織形態の整理

2. から4. までで述べたこれまでの各構想や検討段階の案として報道された内容²¹を踏まえると、子供に関する施策を総合的に推進するための新たな国の行政機関の組織形態として、まずは、以下の4案に整理できるのではないかと考える。

ア 第1案：新たに省を創設

新たな省を設置し、こどもに関する施策に関する事務を一元的に所掌する。民主党政権の「子ども家庭省」(仮称)や立憲民主党の「子ども省」はこれに該当する。

イ 第2案：文部科学省の外局として設置²²

文部科学省の外局として庁を設置し、幼稚園、保育園、認定こども園などの事務や、子供の貧困対策、児童虐待などの子供の福祉や保健に関する事務を所掌する。また、総合調整機能を充実させるため、内閣官房に内閣総理大臣を議長とする会議体を設置するとともに、担当大臣を置く。

ウ 第3案：内閣に庁を直接設置

子供に関する施策を総合的に推進する強力な総合調整機能を有する機関として、内閣に庁を設置する²³。

エ 第4案：内閣府の外局として設置

²¹ 『産経新聞』(令3.4.23)、『日本経済新聞』(令3.4.29)、『NHK NEWS WEB』(令3.5.20)

²² 文部科学省のほか、厚生労働省の外局として設置する案等も考えられるが、ここでは前掲注21で報道された内容として、文部科学省の外局の例を紹介する。

²³ デジタル庁や復興庁のような組織形態が想定される。

内閣府の外局として庁を設置する。所掌する事務は第2案と同様のものに加え、義務教育も所掌する案もある。

なお、自由民主党の「こども庁」(仮称)については、緊急決議等の内容からは、いずれの案に該当するか確定的に言い難いが、強力な総合調整機能を有することや、「主務大臣を置く」としていることからすると、第2案を除くいずれかに該当し得ると思われる。

(2) 今後の検討に向けて

(1) で紹介した4案については、今後も様々な観点から検討を加えることが必要となり、押さえておくべきポイントとして以下の3点が考えられる。

ア 組織の長

第1案から第4案までで組織の長は異なる。第1案の場合、専任の国务大臣が長となる。第2案の場合、庁の長として長官が置かれるが、国务大臣が充てられることは想定し難い²⁴。第3案の場合、内閣総理大臣が長となる。加えて、事務の統括等を担う国务大臣が置かれることが想定される²⁵。第4案の場合、第2案と同様に庁の長として長官が置かれるが、同案とは異なり、関係事務を掌理する内閣府特命担当大臣が内閣府に置かれることが想定される²⁶。

子供に関する施策を総合的に推進するという新たな国の行政機関の位置付けに照らし、組織の長をどうすべきか、という観点からの更なる検討も今後求められよう。

イ 所掌事務

(ア) 内閣補助事務

まず、総合調整機能を担うに当たっては、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案及び総合調整事務(いわゆる「内閣補助事務」)を所掌することが求められる。かつては内閣に置かれる機関のみ内閣補助事務を担うことができたが、平成27年の国家行政組織法改正²⁷により、各省についても、その任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、内閣補助事務も担うことができるとされており、第1案及び第2案の場合でも、閣議決定された方針に基づくことで内閣補助事務を行うことができる。なお、第2案にあるように、内閣官房に会議を設置する場合、専ら当該会議が総合調整機能の役割を担うことも想定される。第3案及び第4案の場合、具体的な内閣補助事務の内容が法律に直接規定されることになろう。

(イ) 分担管理事務

国务大臣が主任の大臣として分担管理する行政事務(いわゆる分担管理事務)につい

²⁴ 外局の長に国务大臣が置かれる例として、内閣府の外局の国家公安委員会がある。

²⁵ デジタル庁に置かれるデジタル大臣や、復興庁に置かれる復興大臣がこれに当たる。これらの大臣は、各省大臣や内閣府特命担当大臣と同様の権限(関係する国の行政機関の長に対する勧告権など)を有する。

²⁶ 金融庁に係る内閣府特命担当大臣(金融)や、消費者庁に係る内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)がこれに当たる。

²⁷ 「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第66号)

ては、新たに創設されるもののほか、他府省庁から移管されるものもあることが想定される。第1案の場合は子供に関する施策を一元的に所掌することが想定されるが、その他の案において、5. で述べたように多岐にわたる諸施策のどこまでを担うのか、詳細な検討を要する。なお、骨太方針2021においては、幼稚園と保育所、認定こども園に係る事務の取扱いは触れられていない。

ウ 所在地

新たな国の行政機関の所在地をどこにするかも重要なポイントである。例えば、消費者庁が令和2年7月に徳島県に設置した新未来創造戦略本部は、一部の事務を徳島県で実施することについて、実践的取組や実証的な調査・研究の拠点として機能した等の報告²⁸を踏まえて設置されたものである。子供に関する施策が円滑かつ効果的に遂行されるのはもちろんだが、国会対応や他府省庁との業務上の連携の利便性に限らず、新型コロナウイルス感染拡大の防止を始めとした危機管理の観点、地方創生の観点など、様々な観点からの総合的な検討が求められよう。

7. おわりに

これまでに述べたように、子供に関する施策を総合的に推進するための新たな国の行政機関の創設については、様々な構想が提案されているが、5. に整理したように、子供に関する施策とその関係する国の行政機関は多岐にわたるため、所掌事務の整理を行う場合は、必要な機構や定員、予算等の検討も必要となろう。

新たな国の行政機関の創設に向けては、既存の行政機関ではなぜ求められる機能を発揮し、課題を解決することができないのかを十分に検証した上で、国難とも称される少子化問題を始め、子供に係る諸施策が円滑に遂行され、十分に効果を上げられること等を主眼とする緻密な議論が求められよう。

経済的な困窮や悲惨な児童虐待事案など、子供をめぐる環境はますます厳しさを増しているように思われる。国として、これらの状況への早急かつ効果的な対応が求められることは言うまでもなく、今後こうした視点を踏まえた政府等における検討が進むかどうか、引き続き注視したい。

(いしかわ れい)

²⁸ 消費者委員会、消費者行政新未来創造プロジェクト検証専門調査会「消費者行政新未来創造プロジェクト検証専門調査会報告書」(令元.5) <https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/shinmiraijp/doc/201905_shinmirai_houkoku.pdf>10～11頁